



2025 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 関西ペイント株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 毛利 訓士

(コード番号 4 6 1 3 東証プライム)

問 合 せ 先 常務執行役員

ヘッドオフィス長 高多 洋一

(TEL 06-7178-5531)

当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定について

当社は、本日の取締役会において、2025 年 6 月 27 日開催予定の第 161 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に当社の取締役、常務執行役員及び執行役員（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」といいます。）を対象とした「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）の継続及び一部改定に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度継続及び一部改定

(1) 当社は、取締役等を対象として、当社の中長期的な業績の向上、企業価値増大への貢献意識と株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、本制度の内容を一部改定のうえ継続します。

(2) 当社は、当社のありたい姿「塗料で人を幸せにする」の実現に向けて、2025 年度から 2027 年度までを対象とした第 18 次中期経営計画を策定しております。かかる中期経営計画の達成を取締役等により一層動機づけすることを目的として、経営目標と取締役等の報酬制度との連動性をより高めることで、取締役等の企業価値増大への貢献意識と株主重視の経営意識を一層高めるとともに、当社のありたい姿「塗料で人を幸せにする」の実現に向けた取り組みを推進することができると考え、本制度の内容を一部改定することといたしました。

(3) 本制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」といいます。）と称される仕組みを採用しています。B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を取締役等に交付または給付（以下「交付等」といいます。）する制度です。

(4) 当社は、本制度の継続にあたって、当社が既に設定している B I P 信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間を延長して、制度の内容を一部改定するものとします。なお、本制度の一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

2. 改定後の本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式等の交付等が行われる株式報酬制度です。

（２）当社が拠出する金員の上限

本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間に対応した３事業年度（当初は、2026年３月３１日で終了する事業年度から2028年３月３１日で終了する事業年度までの３事業年度）を対象とします（本制度の対象とする期間を、以下「対象期間」という。）。

当社は、対象期間において、300百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（当初の対象期間である３事業年度に対しては900百万円）の範囲内で信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定しています。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分等）から取得します。

当社は、対象期間中、取締役等に対するポイント（下記（３）の通り。）の付与を行い、取締役等の退任後（ただし、取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に付与ポイント累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を３年間延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに、900百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、900百万円の範囲内とします。

また、各本信託の信託期間の満了時で信託契約の変更及び追加信託を行わない場合に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（３）取締役等に対して交付等が行われる当社株式数の算定方法と上限

当社は、信託期間中の毎事業年度（初回は2026年３月３１日で終了する事業年度）の末日に在任している取締役等（同日をもって任期満了等により退任した取締役等を含む。）に対して、以下の算定方法をもとに算出されるポイントを当該事業年度終了後の所定の時期に付与します。付与されたポイントは毎年累積され、取締役等の退任時に累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。

＜ポイントの算定方法＞

取締役等（一部の執行役員を除く。）に付与されるポイントは業績連動ポイントのみとし、一部の執行役員に付与されるポイントは、業績連動ポイント、固定ポイントの合計とします。固定ポイント及び業績連動ポイントは、それぞれ役位に応じてあらかじめ定める役位別固定基準額と、役位別業績連動基準額に業績連動係数を乗じたものを、本信託の対象期間の初年度の７月１日（この日が営業日でない場合は翌営業日とし、当初対象期間については2025年７月１日とする。）の東京証券取引所における当社株式の終値（以下「前提株価」という。）で除して算出します。

（業績連動ポイントの算定式）

役位別業績連動基準額 ÷ 前提株価 × 業績連動係数（※）

（小数点以下の端数は切り捨て）

（※）業績連動係数は、当社の中期経営計画で掲げる業績指標等（当初の対象期間はEBITDA、ROE、等）の目標達成度等に基づき、0～200％の範囲で変動します。

(固定ポイントの算定式)

役位別固定基準額 ÷ 前提株価 (小数点以下の端数は切り捨て)

1 ポイント＝当社普通株式 1 株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、交付等が行われる当社株式の数を調整いたします。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、111,000 ポイントに対象期間の年数の 3 を乗じたポイント数とし、本信託の信託期間中に取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします (以下「上限交付株式数」という。)。そのため、3 事業年度を対象とする当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、333,000 株 (1 ポイントにつき当社株式 1 株の場合) となります。上限交付株式数は、上記 (2) の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、株価の推移を参考に設定しています。

なお、上記 (2) により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、111,000 ポイントに延長された信託期間の年数の 3 を乗じたポイント数に相当する株式数とします。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、取締役等を退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式の交付を本信託から行うものとします。

このとき、当該取締役等は、ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式については納税資金確保のために本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式 (单元未満株式は切り捨て) について交付を受けるものとします。

なお、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後 1 年が経過するまで継続保有するものとします。

(5) クローバック制度等

取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役に対し、本制度に基づき付与されたポイントの没収 (マルス) 並びに交付した株式等相当の金銭の返還請求 (クローバック) ができるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託延長契約日 | 2025年8月14日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2017年8月10日～2028年8月31日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2017年8月10日 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限金額 | 900百万円（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2025年8月19日～2025年9月19日（予定） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上